

機能要件一覧

別紙2

- ※回答： ○＝標準機能として実装しており運用実績がある（該当する）
 △＝代替提案・設計変更・機能追加で対応可能（一部該当する）
 ×＝対応不可（該当しない）

番号	項目	回答
1. 登降所管理機能		回答
1-1	児童、（対象約400名）に発行するICカードを施設に設置したICカードリーダーに読み込ませることで、児童の入退室時刻を記録できること。	
1-2	入退室時間情報は、カードリーダーで読み取り後、即時に保護者へ配信される仕様であること。 また、施設の管理画面にも登降所時間情報が反映されること。	
1-3	入退室時間情報および入退室回数等の利用統計情報は、任意の日および月の実績、任意の児童の月ごとの実績として確認できること。 また、利用統計情報は、施設の管理者画面からExcel形式でダウンロードすることが可能であること。	
1-4	児童のタッチ忘れ対策として、管理画面から入退室時刻の手入力が可能であること。	
2. 連絡メッセージ機能		回答
2-1	カレンダー・時刻ダイアログから送信日時を指定できること。	
2-2	pdf txt jpg png gif doc docx xls xlsx 等のファイルを添付できること。	
2-3	一斉配信だけでなく、学年単位や任意のグループ単位、任意の個人などの条件で配信することが可能となっていること。	
2-4	保護者のメッセージ開封状況を施設側で掌握できること。 また、未開封の保護者に対しては管理者側から再びメッセージの送信ができること。	
2-5	アンケート（選択肢最大10個・設問最大20問まで）を作成し、配信できること。 また、アンケートには自由記述欄も設定可能であること。	
2-6	保護者の回答結果については、施設の管理画面からExcel形式で出力可能なこと。	
2-7	誤配信を抑止するためのチェック・承認機能を持たせていること。	
2-8	対象者ごとに異なるメッセージを一括して送信できる機能があること。	
3. 保護者連絡機能		回答
3-1	保護者は保護者専用の管理ページから、欠席や帰宅時間変更等の申請ができること。	
3-2	保護者が欠席等の申請を行った後、施設の管理画面には保護者の申請内容が一覧表示されること。	
3-3	申請内容を確認した後、施設の管理画面から保護者に返信メッセージを送ることができる仕組みになっていること。 また、返信が必要な申請は管理画面トップページから確認ができること。	
3-4	保護者からの申請内容（選択項目）については、施設が管理画面で変更できる仕様となっていること。	
3-5	保護者からの申請の締切については、施設の管理画面にて、種別ごとに設定が可能なこと。	
4. 予定実績管理機能		回答
4-1	保護者は、保護者専用の管理ページから子どもの入退室予定時刻を登録・確認・変更できること。	
4-2	保護者が入力困難な場合には、施設側で入力することができること。	
4-3	保護者が保護者専用の管理ページで設定した情報（入退室予定時刻等）は、施設の管理画面に反映される仕様となっていること。	
4-4	施設側は、予定通りに登降所していない児童・お迎えの有無などを容易に確認することができる仕様となっていること。	
5. イベント管理機能		回答
5-1	イベント情報を、保護者が保護者専用管理ページ内のカレンダー画面から確認できること。 また、保護者側はイベント内容の確認後、同じカレンダー画面から出欠等の回答ができる機能を有していること。	
5-2	職員は施設の管理画面から、イベントの設定・編集・各保護者の出欠状況を確認することができる仕様となっていること。	
5-3	保護者は、保護者専用の管理ページからイベント実施日の確認・出欠連絡・有料イベントの支払い状況の確認ができること。	
6. 管理機能・本部機能		回答
6-1	発注者に対し、全ての施設を統括することができる特権管理者アカウントを発行すること。 また、事業者に対しては管轄する施設を統括する事ができる中間管理者アカウントを発行すること。	
6-2	特権管理者および中間管理者は、統括している管理者機能を利用することが可能となっていること。	
6-3	特権管理者および中間管理者は、管理している利用統計情報を一括で出力できること。	
6-4	施設に対して発行するアカウントについては、作業員の役割に応じて権限設定ができる仕様となっていること。	
6-5	管理画面は各メニュー項目が常に表示されるようになっており、操作性に優れた設計になっていること。	
6-6	児童は学年情報だけでなく、複数のグループ情報で管理が可能となっていること。	
6-7	保護者にメール・アプリを登録していただくための資料については、全員分を一括で印刷することが可能なこと。	

7. 保護者登録		回答
7-1	保護者はメールアドレスとアプリ（プッシュ通知型アプリ）のいずれかまたは両方を任意で利用できること。	
7-2	保護者の登録は保護者自身で行ってもらうものであり、運営スタッフ及び職員がメールアドレスを管理する必要がないこと。	
7-3	児童一人に対し4件以上のメールアドレス、4つ以上のアプリ（プッシュ通知型アプリ）が登録できること。	
7-4	アプリ（プッシュ通知型アプリ）については、iOS・Android 双方に対応していること。	
7-5	保護者はWebまたはアプリ経由で保護者専用の管理ページにアクセスし、自身の情報の確認・編集ができること。	
8. サービス形態・セキュリティ		回答
8-1	氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可能なこと。 (住所や電話番号等の情報は入力できないような仕組みになっていること)	
8-2	情報漏洩防止の為に、保護者の登録メールアドレスおよびアプリ（プッシュ通知型アプリ）搭載端末情報が、施設・本部の職員からは閲覧できない仕様となっていること。	
8-3	サービスは、クラウドサービスで提供すること。	
8-4	ICカードリーダーおよびブラウザとサーバー間のアクセスに関しては、SSL/TLSで通信が暗号化されていること。	
8-5	データセンターは国内に設置されており、JDCCが定めるティアレベル4 相当の専用施設であること。	
8-6	データセンターの耐震数値は震度7程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。	
8-7	データセンターの設備については電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。 また、非常用電源設備（自家発電機）を備えていること。	
8-8	データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。	
8-9	データセンターの入室に際しては、ICカード、静脈認証の個人認証に基づき、365日24時間の監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。	
8-10	データセンターの運営事業者は、プライバシーマーク及びISMS認証(ISO27001)を取得していること。	
8-11	冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。	
8-12	サーバーに蓄積するデータは、最新の20世代分まで保持・バックアップができること。	
8-13	サーバの運用監視・保守については、クラウドサービス提供者で実施すること。	
9. 機器・保守体制		回答
9-1	ICカードは予備も含めて600枚納品すること。	
9-2	ICカードリーダーは、パソコンに接続することなく使用できる専用機となっていること。	
9-3	ICカードリーダー（スタンド含む）の大きさは、省スペース性に優れていること。	
9-4	ICカードリーダーやICカードには、個人情報が一切記録されない仕組みになっていること。	
9-5	ICカードリーダーは、長期利用や耐久性に優れた非接触型であること。 また、ICカードは1秒あたり1枚のペースでリーダーに読み込むことができ、児童が複数人入室した場合もスムーズな入室が可能となっていること。	
9-6	ICカードリーダーが通信できるように通信機器も合わせて導入すること。	
9-7	ICカードリーダーと合わせて、管理用端末を導入すること。	
9-8	ICカードリーダーと管理用端末がサーバーへ接続するための通信機器は入退室システム専用となっており、他のサイトへの接続や不要なアプリのダウンロード等は一切できないような仕様となっていること。	
9-9	ICカードリーダーおよび通信機器に不具合が生じた場合は、速やかに代替品に交換等の対応ができること。（ただし、ICカードは除く）	
9-10	施設にインターネットのトラブルが生じた場合（オフラインの状態）においても、ICカード読み取り情報をICカードリーダーに保存しておける仕様となっていること。 加えて、施設のインターネット回線が復旧後には、ICカードリーダーに保存されていたカード読み取り情報が自動的にサーバーへアップロードされる仕組みとなっていること。	
10. 運用体制		回答
10-1	サービス提供者は各施設のICカードリーダー通線状況を確認することができ、非常時にはリモートで情報を収集・解析し、状況に応じた適切な対応が可能なこと。	
10-2	プライバシーマーク取得企業であること。	
10-3	ISMS認証(ISO27001)取得企業であること。	
10-4	同種のサービスを10か所以上の自治体（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、茨城県及び栃木県内）に導入している実績があること。※実績は、公立学童保育所に導入しているものに限る。	
10-5	同種のサービスを10か所以上の自治体（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、茨城県及び栃木県内）に運用している実績があること。※実績は、公立学童保育所に運用しているものに限る。	
10-6	同種のサービスを5年以上運用している実績があること。	
10-7	施設職員からの問い合わせ窓口を設け、平日の9時から17時の間で稼働していること。	
10-8	本格稼働までに操作説明会を実施することが可能なこと。 また、操作説明会実施の前に操作方法を説明した動画を提供することができること。	
10-9	保護者連絡機能・予定実績管理機能等については、運用方針に合わせて段階的に機能の拡張が可能なこと。 また、新たに機能を拡張する際には、その都度操作説明会等のサポートが可能なこと。	